

項	手数料を徴収する事務	手数料	区分	手数料の額
この条例の施行の原則に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第18条第3項若しくは第4項(これらの規定を第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付を受けた者であつて、建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、建築設備の設置又は工(作物の築造の工事に着手しているもの)に係る確認申請手数料、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料、計画通知手数料、工事完了通知手数料及び特定工程工事終了通知手数料の規定の適用については、この条例による改正後の住居市手数料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。				
42	建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。))の規定による建築物の建築等に関する確認の申請に対する審査	建築物に関する確認申請手数料	床面積の合計が30平方メートル以下のもの 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 備考 1 建築物を建築する場合(2に規定する場合及び移転する場合を除く。)の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。 2 建築基準法第6条第4項の規定による確認(以下「建築主事の確認」という。)を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積を増加する部分については、当該増加する部分の床面積)について算定する。 3 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(7に規定する場合を除く。)の床面積の合計は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 4 建築主事の確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)であつて、当該申請をする直前に建築基準法第7条の4第3項の規定による中間検査合格証の交付を受けているときにおける手数料の額は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計について算定した手数料の額に、当該建築物(変更に係る部分を除く。)の床面積の合計の2分の1の面積について算定した手数料の額を加算した額とする。 5 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認(以下「指定確認検査機関の確認」という。)を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)の手数料の額は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計について算定した手数料の額に、当該建築物(変更に係る部分を除く。)の床面積の合計の2分の1の面積について算定した手数料の額を加算した額とする。 6 指定確認検査機関の確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)であつて、当該申請をする直前に建築基準法第7条の3第5項の規定による中間検査合格証(以下「建築主事の中間検査合格証」という。)の交付を受けているときの床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積を増加する部分については、当該増加する部分の床面積)について算定する。 7 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 8 確認の申請に係る建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項ただし書の特定建築行為(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号に該当する場合に限る。)である場合の手数料の額は、上記にそれぞれ定める額に、137の2の項に掲げる区分に応じ、それぞれ手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。	1件につき11,000円 1件につき19,000円 1件につき32,000円 1件につき43,000円 1件につき74,000円 1件につき10万円 1件につき28万円 1件につき41万円 1件につき80万円
			確認の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合	1件につき確認の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、92の項に掲げる区分に応じ、それぞれ手数料の額の欄に定める額の合計額を加算した額
43	建築基準法第7条第1項の規定による建築物(同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物を除く。)に関する完了検査の申請に対する検査	建築物に関する完了検査申請手数料	床面積の合計が30平方メートル以下のもの 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 備考 1 建築主事の確認を受けた建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。 2 建築主事の確認を受けた建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 3 指定確認検査機関の確認を受けた建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の手数料の額は、上記にそれぞれ定める額に、当該建築物の床面積の合計について42の項に掲げる確認の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の区分により算定した額の2分の1の額を加算した額とする。	1件につき24,000円 1件につき27,000円 1件につき42,000円 1件につき54,000円 1件につき79,000円 1件につき11万円 1件につき20万円 1件につき32万円 1件につき66万円
			完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合	1件につき完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、92の項に掲げる区分に応じ、それぞれ手数料の額の欄に定める額の合計額を加算した額
44	建築基準法第7条第1項の規定による建築物(同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。)に関する完了検査の申請に対する検査	特定工程に係る建築物に関する完了検査申請手数料	床面積の合計が30平方メートル以下のもの 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 備考 1 建築主事の確認又は建築主事の中間検査合格証の交付を受けた建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。 2 建築主事の確認若しくは建築主事の中間検査合格証の交付を受けた建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 3 指定確認検査機関の確認を受けた建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の手数料の額は、上記にそれぞれ定める額に、当該建築物の床面積の合計について42の項に掲げる確認の申請に係る計画に、建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の区分により算定した額の2分の1の額を加算した額とする。	1件につき23,000円 1件につき26,000円 1件につき4万円 1件につき5万円 1件につき72,000円 1件につき10万円 1件につき19万円 1件につき31万円 1件につき64万円
			完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合	1件につき完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、92の項に掲げる区分に応じ、それぞれ手数料の額の欄に定める額の合計額を加算した額

			完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合	1件につき完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、92の項に掲げる区分に応じ、それぞれ手数料の額の欄に定める額の合計額を加算した額
--	--	--	--	--

45	建築基準法第7条の3第1項の規定による建築物に関する中間検査の申請に対する検査	建築物に関する中間検査申請手数料		床面積の合計が30平方メートル以下のもの	1件につき21,000円
				床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき23,000円
				床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき33,000円
				床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	1件につき39,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき57,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき8万円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	1件につき18万円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	1件につき29万円
				床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	1件につき63万円
				備考 1 建築主事の確認を受けた建築物を建築した場合の床面積の合計は、中間検査を行う部分の床面積について算定する。 2 指定確認検査機関の確認を受けた建築物を建築した場合の手数料の額は、上記に定める額に、当該建築物の床面積の合計について42の項に掲げる確認の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の区分により算定した額の2分の1の額を加算した額とする。	
46	建築基準法第7条の6第1項第1号又は第2号(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における確認の申請に係る建築物等の仮使用認定申請手数料	備考 1 建築主事の確認を受けた建築物の仮使用の認定を受ける場合の手数料の額は、上記に定める額とする。 2 指定確認検査機関の確認を受けた建築物の仮使用の認定を受ける場合の手数料の額は、上記に定める額に、当該建築物の床面積の合計について42の項に掲げる確認の申請に係る計画が確認特例建築物以外の建築物に係るものであって、当該計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の区分により算定した額の2分の1の額を加算した額とする。		1件につき137,000円
47	建築基準法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の建築等に関する計画の通知に対する審査	建築物に関する計画通知手数料	計画の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が30平方メートル以下のもの	1件につき11,000円
				床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき19,000円
				床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき32,000円
				床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	1件につき43,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき74,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき10万円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	1件につき28万円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	1件につき41万円
				床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	1件につき80万円
				備考 1 建築物を建築する場合(2に規定する場合及び移転する場合を除く。)の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。 2 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積を増加する部分については、当該増加の部分の床面積)について算定する。 3 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(4に規定する場合を除く。)の床面積の合計は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 4 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 5 確認の申請に係る建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項ただし書の特定建築行為(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に該当する場合に限る。)である場合の手数料の額は、上記にそれぞれ定める額に、137の3の項に掲げる区分に応じ、それぞれ手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。	
計画の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合					
				1件につき計画の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、95の項に掲げる区分に応じ、それぞれ手数料の額の欄に定める額の合計額を加算した額	
48	建築基準法第18条第20項の規定による建築物(同法第7条の3第1項の規定による工事の完了の通知に対する検査)	建築物に関する工事完了通知手数料	工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が30平方メートル以下のもの	1件につき24,000円
				床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき27,000円
				床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき42,000円
				床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	1件につき54,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき79,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき11万円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	1件につき20万円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	1件につき32万円
				床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	1件につき66万円
				備考 1 建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。 2 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。	
工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合					
				1件につき工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、95の項に掲げる区分に応じ、それぞれ手数料の額の欄に定める額の合計額を加算した額	

49	建築基準法第18条第20項の規定による建築物(同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。)に関する工事の完了の通知に対する検査	特定工程に係る建築物に関する工事完了通知手数料	工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が30平方メートル以下のもの	1件につき23,000円
				床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき26,000円
				床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき4万円
				床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	1件につき5万円
				床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき72,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき10万円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	1件につき19万円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	1件につき31万円
				床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	1件につき64万円
				備考 1 建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。 2 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。	
工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合				1件につき工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機について、95の項に掲げる区分に応じ、それぞれ手数料の額の欄に定める額の合計額を加算した額	
50	建築基準法第18条第28項の規定による特定工程の工事終了の通知に対する検査	特定工程工事終了通知手数料	床面積の合計が30平方メートル以下のもの	1件につき21,000円	
			床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき23,000円	
			床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき33,000円	
			床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	1件につき39,000円	
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき57,000円	
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき8万円	
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	1件につき18万円	
			床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	1件につき29万円	
床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	1件につき63万円				
51	建築基準法第18条第38項第1号又は第2号(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における計画の通知に係る建築物等の仮使用認定申請手数料		1件につき137,000円	
52	建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路に関する位置の指定の申請に対する審査	道路位置指定申請手数料		1件につき63,000円	
53	建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路に関する位置の指定の廃止の申請に対する審査	道路位置指定廃止申請手数料		1件につき35,000円	
53の2	建築基準法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料		1件につき39,000円	
54	建築基準法第43条第2項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料		1件につき6万円	
55	建築基準法第44条第1項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料		1件につき5万円	
56	建築基準法第44条第1項第3号の規定による建築の認定の申請に対する審査	道路内における建築認定申請手数料		1件につき39,000円	
57	建築基準法第44条第1項第4号の規定による建築の許可の申請に対する審査	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料		1件につき183,000円	
58	建築基準法第47条ただし書の規定による建築の許可の申請に対する審査	壁面線外における建築許可申請手数料		1件につき183,000円	
59	建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築等の許可の申請に対する審査	用途地域における建築等許可申請手数料		1件につき232,000円	
59の2	建築基準法第48条第16項第1号の規定による増築等の許可の申請に対する審査	用途地域における増築等許可申請手数料		1件につき135,000円	
59の3	建築基準法第48条第16項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	用途地域における日常生活に必要な建築物の建築許可申請手数料		1件につき161,000円	
60	建築基準法第51条ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	特殊建築物等敷地許可申請手数料		1件につき231,000円	
60の2	建築基準法第52条第6項第3号の規定による建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の延べ面積の特例認定申請手数料		1件につき39,000円	
61	建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の容積率の特例許可申請手数料		1件につき183,000円	
62	建築基準法第53条第4項の規定による建築物の建ぺい率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料		1件につき49,000円	

62の2	建築基準法第53条第5項の規定による建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例許可申請手数料		1件につき49,000円
63	建築基準法第53条第6項第3号の規定による建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料		1件につき49,000円

64	建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号の規定による建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積の許可申請手数料		1件につき183,000円
65	建築基準法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料		1件につき39,000円
65の2	建築基準法第55条第3項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料		1件につき183,000円
66	建築基準法第55条第4項各号の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料		1件につき183,000円
67	建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料		1件につき183,000円
68	建築基準法第57条第1項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件につき39,000円
68の2	建築基準法第58条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料		1件につき183,000円
69	建築基準法第59条第1項第3号の規定による建築物の容積率、建ぺい率又は建築面積に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率又は建築面積の特例許可申請手数料		1件につき183,000円
70	建築基準法第59条第4項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料		1件につき183,000円
71	建築基準法第59条の2第1項の規定による建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料		1件につき183,000円
72	建築基準法第60条の2第1項第3号の規定による建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は高さに関する特例の許可の申請に対する審査	都市再生特別地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料		1件につき183,000円
73	建築基準法第68条の3第1項の規定による建築物の容積率、同条第2項の規定による建築物の建ぺい率又は同条第3項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建ぺい率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件につき39,000円
74	建築基準法第68条の3第4項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	再開発等促進区等における建築物の各部分の高さの許可申請手数料		1件につき183,000円
75	建築基準法第68条の4の規定による建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件につき39,000円
76	建築基準法第68条の5の3第2項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	高度利用と都市機能の更新を図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料		1件につき183,000円
77	建築基準法第68条の5の5第1項の規定による建築物の容積率又は同条第2項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件につき39,000円
78	建築基準法第68条の5の6の規定による建築物の建ぺい率に関する特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における建築物の建築面積の特例認定申請手数料		1件につき39,000円
79	建築基準法第68条の7第5項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請手数料		1件につき183,000円
80	建築基準法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1年以内の期間を定めて使用する仮設建築物の建築許可申請手数料		1件につき135,000円
80の2	建築基準法第85条第7項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設建築物の建築許可申請手数料		1件につき19万円
81	建築基準法第86条第1項の規定による1又は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	1団地の建築物の特例認定申請手数料 建築物の数が3以上である場合	建築物の数が2以下である場合	1件につき97,000円 1件につき、97,000円に2を超える建築物の数に34,000円を乗じて得た額を加算した額
82	建築基準法第86条第2項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	建築物(建築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合 建築物の数が2以上である場合	1件につき97,000円 1件につき、97,000円に1を超える建築物の数に34,000円を乗じて得た額を加算した額
83	建築基準法第86条第3項の規定による1又は2以上の建築物に関する特例及び当該1又は2以上の建築物の各部分の高さが容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	広い空地を有する1団地の建築物の特例許可申請手数料	建築物の数が2以下である場合 建築物の数が3以上である場合	1件につき239,000円 1件につき239,000円に2を超える建築物の数に34,000円を乗じて得た額を加算した額
84	建築基準法第86条第4項の規定による複数建築物に関する特例及び当該複数建築物の各部分の高さが容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	広い空地を有する既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料	建築物(建築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合 建築物の数が2以上である場合	1件につき239,000円 1件につき239,000円に1を超える建築物の数に34,000円を乗じて得た額を加算した額
	建築基準法第86条の2第1項の規定	公告認定対象区域内に	建築物(新築又は増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合	1件につき97,000円

85	による建築物の新築又は増築等の認定の申請に対する審査	における建築物の新築又は増築等認定申請手数料	建築物の数が2以上である場合	1件につき、97,000円に1を超える建築物の数に34,000円を乗じて得た額を加算した額
----	----------------------------	------------------------	----------------	---

86	建築基準法第86条の2第2項の規定による建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	公告認定対象区域内における建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料	建築物(新築又は増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合	1件につき239,000円	
		建築物の数が2以上である場合	1件につき239,000円に1を超える建築物の数に34,000円を乗じて得た額を加算した額		
87	建築基準法第86条の2第3項の規定による建築物の新築又は増築等の許可申請に対する審査	公告許可対象区域内における建築物の新築又は増築等許可申請手数料	建築物(新築又は増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合	1件につき239,000円	
		建築物の数が2以上である場合	1件につき239,000円に1を超える建築物の数に34,000円を乗じて得た額を加算した額		
88	建築基準法第86条の5第1項の規定による一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請手数料			1件につき、9,000円に現に存する建築物の数に14,000円を乗じて得た額を加算した額	
89	建築基準法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件につき39,000円	
90	建築基準法第86条の8第1項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画認定申請手数料		1件につき144,000円	
91	建築基準法第86条の8第3項(同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画変更認定申請手数料		1件につき144,000円	
91の2	建築基準法第87条の2第1項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画認定申請手数料		1件につき144,000円	
91の3	建築基準法第87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更して一時的に使用する場合の許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して1年以内の期間を定めて使用する場合の許可申請手数料		1件につき135,000円	
91の4	建築基準法第87条の3第7項の規定による建築物の用途を変更して一時的に使用する場合の許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して1年を超えて使用する特別の必要がある場合の許可申請手数料		1件につき19万円	
92	建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査	建築物に関する確認申請手数料	建築物設備を設置する場合(確認を受けた建築物設備の計画を変更して建築物設備を設置する場合を除く。)	小荷物専用昇降機以外の建築物設備	1基につき13,000円
				小荷物専用昇降機	1基につき9,000円
			確認を受けた建築物設備の計画を変更して建築物設備を設置する場合	小荷物専用昇降機以外の建築物設備	1基につき1万円
				小荷物専用昇降機	1基につき8,000円
			備考	1 建築主事の確認を受けた建築物設備の計画を変更して建築物設備を設置する場合は、上記に掲げる確認を受けた建築物設備の計画を変更して建築物設備を設置する場合の額とする。 2 指定確認検査機関の確認を受けた建築物設備の計画を変更して建築物設備を設置する場合の手料の額は、1に掲げる額に上記に掲げる額のうち建築物設備を設置する場合の額の2分の1の額を加算した額とする。	
93	建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	建築物に関する計画通知手数料	建築物設備を設置する場合(確認を受けた建築物設備の計画を変更して建築物設備を設置する場合を除く。)	小荷物専用昇降機以外の建築物設備	1基につき13,000円
				小荷物専用昇降機	1基につき9,000円
			確認を受けた建築物設備の計画を変更して建築物設備を設置する場合	小荷物専用昇降機以外の建築物設備	1基につき1万円
				小荷物専用昇降機	1基につき8,000円
94	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定による完了検査の申請に対する審査	建築物に関する完了検査申請手数料	小荷物専用昇降機以外の建築物設備	1基につき22,000円	
			小荷物専用昇降機	1基につき14,000円	
			備考	1 建築主事の確認を受けた建築物設備を設置した場合の手料は、それぞれ上記に掲げる建築物設備に関する完了検査申請手数料の額とする。 2 指定確認検査機関の確認を受けた建築物設備を設置した場合の手料は、1に掲げる額に92の項に掲げる額のうち当該建築物設備を設置する場合の額の2分の1の額を加算した額とする。	
95	建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定による工事の完了の通知に対する検査	建築物に関する工事完了通知手数料	小荷物専用昇降機以外の建築物設備	1基につき22,000円	
			小荷物専用昇降機	1基につき14,000円	
96	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項の規定による工作物に関する確認の申請に対する審査	工作物に関する確認申請手数料	工作物を築造する場合(確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合を除く。)	1基につき12,000円	
			確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	1基につき9,000円	
			備考	1 建築主事の確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合の手料は、上記に掲げる確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合の額とする。 2 指定確認検査機関の確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合の手料は、1に掲げる額に上記に掲げる額のうち工作物を築造する場合の額の2分の1の額を加算した額とする。	
97	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第1項の規定による工作物に関する完了検査の申請に対する審査	工作物に関する完了検査申請手数料		1基につき16,000円	
			備考	1 建築主事の確認を受けた工作物を築造した場合の手料は、上記に掲げる工作物に関する完了検査申請手数料の額とする。 2 指定確認検査機関の確認を受けた工作物を築造した場合の手料は、1に掲げる額に96の項に掲げる額のうち工作物を築造する場合の額の2分の1の額を加算した額とする。	
98	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	工作物に関する計画通知手数料	工作物を築造する場合(確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合を除く。)	1基につき12,000円	
			確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	1基につき9,000円	

99	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第20項の規定による工事の完了の通知に対する検査	工作物に関する工事完了通知手数料		1基につき16,000円
100	建築基準法施行令第131条の2第2項の規定による計画道路又は予定道路の前面道路認定の申請に対する審査	計画道路又は予定道路の前面道路認定申請手数料		1件につき39,000円

101	建築基準法施行令第131条の2第3項の規定による前面道路境界線等の位置の認定の申請に対する審査	前面道路境界線等の位置認定申請手数料		1件につき39,000円
101の2	建築基準法施行令第137条の12第11項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	敷地と道路との関係の建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料		1件につき39,000円
101の3	建築基準法施行令第137条の12第12項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	道路内における建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料		1件につき39,000円
101の4	建築基準法施行令第137条の16第2号の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する移転に係る認定の申請に対する審査	建築物に対する制限の適用除外に関する移転に係る認定申請手数料		1件につき39,000円
102	千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年千葉県条例第1号)に基づき本市が行う建築基準法施行条例(昭和36年千葉県条例第39号)第5条ただし書の規定による大規模な建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	大規模な建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件につき3万円
103	千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき本市が行う建築基準法施行条例第7条ただし書の規定による特殊建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	特殊建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件につき3万円
104	千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき本市が行う建築基準法施行条例第8条ただし書の規定による学校等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	学校等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件につき3万円
105	千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき本市が行う建築基準法施行条例第12条ただし書の規定による4階以上の階に設ける教室等に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	4階以上の階に設ける教室等に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件につき3万円
106	千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき本市が行う建築基準法施行条例第14条第3項の規定による興行場等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	興行場等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件につき3万円
107	千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき本市が行う建築基準法施行条例第22条の3の規定による興行場等の用途に供する建築物に関する規定の適用除外に係る認定の申請に対する審査	興行場等の用途に供する建築物に関する規定の適用除外に係る認定申請手数料		1件につき3万円
108	千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき本市が行う建築基準法施行条例第23条第3項の規定による物品販売業を営む店舗等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	物品販売業を営む店舗等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件につき3万円
109	千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき本市が行う建築基準法施行条例第39条第3項第2号の規定による共同住宅等の用途に供する建築物の周囲の空地に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	共同住宅等の用途に供する建築物の周囲の空地に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件につき3万円
110	千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき本市が行う建築基準法施行条例第40条第1項第2号の規定による共同住宅等の主要出入口と道との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	共同住宅等の主要出入口と道との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件につき3万円
111	千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき本市が行う建築基準法施行条例第42条第3項の規定による木造長屋の階数に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	木造長屋の階数に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件につき3万円
112	千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき本市が行う建築基準法施行条例第44条第3項の規定による車庫等の用途に供する建築物の敷地の自動車の出入口の位置に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	車庫等の用途に供する建築物の敷地の自動車の出入口の位置に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		1件につき3万円
113	千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき本市が行う建築基準法施行条例第51条第4項の規定による既存建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物に対する制限の緩和に係る認定申請手数料		1件につき3万円

114	建築基準法に基づく処分台帳に記載されている事項又は同法第42条第1項第5号に規定する道路に関する位置の指定に係る事項の証明	建築基準法に基づく処分台帳記載事項等証明手数料		1通につき500円
備考 図面が添付されるものについては、図面1枚ごとに100円を加算する。				

115	建築基準法第93条の2に規定する国土交通省令で定める書類又は建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の18に規定する計画書の写し(当該書類が電磁的記録として保存されている場合は、これを紙に出力したもの)の交付	建築計画概要書等の写しの交付手数料 備考 1 1通が2枚以上にわたるものについては、1枚を超え1枚を増すごとに100円を加算する。 2 用紙の両面に複写し、又は印刷して写しの交付を行う場合においては、当該用紙の片面をそれぞれ1枚として算定する。 3 用紙は、原則として日本産業規格A列3番までのものを用いるものとし、これを超える規格の用紙を用いた場合は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。	1通につき500円																																																																																								
128	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 備考 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があった場合の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、住戸の数に応じ当該手数料の額の欄に定める額に、47の項に掲げる区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。 2 共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に係るものを除く。)の額は、この項に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の欄に定める額を認定申請対象住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="526 241 646 548">新築</td> <td data-bbox="646 241 869 548">申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この項及び次項において「登録住宅性能評価機関」という。)により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合</td> <td data-bbox="869 241 1109 548"> <table border="1"> <tr><td>一戸建ての住宅</td><td>1件につき8,200円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの</td><td>1件につき、15,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの</td><td>1件につき、26,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの</td><td>1件につき、4万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの</td><td>1件につき、71,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの</td><td>1件につき、115,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの</td><td>1件につき、193,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの</td><td>1件につき、24万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの</td><td>1件につき、263,000円</td></tr> </table> </td> <td data-bbox="1109 241 1495 548"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 548 646 840">増築又は改築</td> <td data-bbox="646 548 869 840">申請に係る長期優良住宅建築等計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合</td> <td data-bbox="869 548 1109 840"> <table border="1"> <tr><td>一戸建ての住宅</td><td>1件につき12,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの</td><td>1件につき、23,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの</td><td>1件につき、39,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの</td><td>1件につき、61,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの</td><td>1件につき、106,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの</td><td>1件につき、173,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの</td><td>1件につき、289,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの</td><td>1件につき、36万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの</td><td>1件につき、395,000円</td></tr> </table> </td> <td data-bbox="1109 548 1495 840"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 840 646 1556">新築</td> <td data-bbox="646 840 869 1556">申請に係る長期優良住宅建築等計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合</td> <td data-bbox="869 840 1109 1556"> <table border="1"> <tr><td>一戸建ての住宅</td><td>1件につき41,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの</td><td>1件につき、99,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの</td><td>1件につき、16万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの</td><td>1件につき、316,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの</td><td>1件につき、575,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの</td><td>1件につき、100万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの</td><td>1件につき、1,853,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの</td><td>1件につき、2,653,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの</td><td>1件につき、3,249,000円</td></tr> </table> </td> <td data-bbox="1109 840 1495 1556"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 1556 646 2159">増築又は改築</td> <td data-bbox="646 1556 869 2159">申請に係る長期優良住宅建築等計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合</td> <td data-bbox="869 1556 1109 2159"> <table border="1"> <tr><td>一戸建ての住宅</td><td>1件につき61,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの</td><td>1件につき、149,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの</td><td>1件につき、24万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの</td><td>1件につき、473,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの</td><td>1件につき、862,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの</td><td>1件につき、1,501,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの</td><td>1件につき、278万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの</td><td>1件につき、398万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの</td><td>1件につき、4,873,000円</td></tr> </table> </td> <td data-bbox="1109 1556 1495 2159"></td> </tr> </table>	新築	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この項及び次項において「登録住宅性能評価機関」という。)により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	<table border="1"> <tr><td>一戸建ての住宅</td><td>1件につき8,200円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの</td><td>1件につき、15,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの</td><td>1件につき、26,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの</td><td>1件につき、4万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの</td><td>1件につき、71,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの</td><td>1件につき、115,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの</td><td>1件につき、193,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの</td><td>1件につき、24万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの</td><td>1件につき、263,000円</td></tr> </table>	一戸建ての住宅	1件につき8,200円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき、15,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき、26,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき、4万円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき、71,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき、115,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき、193,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき、24万円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき、263,000円		増築又は改築	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	<table border="1"> <tr><td>一戸建ての住宅</td><td>1件につき12,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの</td><td>1件につき、23,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの</td><td>1件につき、39,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの</td><td>1件につき、61,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの</td><td>1件につき、106,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの</td><td>1件につき、173,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの</td><td>1件につき、289,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの</td><td>1件につき、36万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの</td><td>1件につき、395,000円</td></tr> </table>	一戸建ての住宅	1件につき12,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき、23,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき、39,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき、61,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき、106,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき、173,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき、289,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき、36万円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき、395,000円		新築	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	<table border="1"> <tr><td>一戸建ての住宅</td><td>1件につき41,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの</td><td>1件につき、99,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの</td><td>1件につき、16万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの</td><td>1件につき、316,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの</td><td>1件につき、575,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの</td><td>1件につき、100万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの</td><td>1件につき、1,853,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの</td><td>1件につき、2,653,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの</td><td>1件につき、3,249,000円</td></tr> </table>	一戸建ての住宅	1件につき41,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき、99,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき、16万円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき、316,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき、575,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき、100万円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき、1,853,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき、2,653,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき、3,249,000円		増築又は改築	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	<table border="1"> <tr><td>一戸建ての住宅</td><td>1件につき61,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの</td><td>1件につき、149,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの</td><td>1件につき、24万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの</td><td>1件につき、473,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの</td><td>1件につき、862,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの</td><td>1件につき、1,501,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの</td><td>1件につき、278万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの</td><td>1件につき、398万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの</td><td>1件につき、4,873,000円</td></tr> </table>	一戸建ての住宅	1件につき61,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき、149,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき、24万円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき、473,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき、862,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき、1,501,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき、278万円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき、398万円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき、4,873,000円	
新築	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この項及び次項において「登録住宅性能評価機関」という。)により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	<table border="1"> <tr><td>一戸建ての住宅</td><td>1件につき8,200円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの</td><td>1件につき、15,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの</td><td>1件につき、26,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの</td><td>1件につき、4万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの</td><td>1件につき、71,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの</td><td>1件につき、115,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの</td><td>1件につき、193,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの</td><td>1件につき、24万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの</td><td>1件につき、263,000円</td></tr> </table>	一戸建ての住宅	1件につき8,200円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき、15,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき、26,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき、4万円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき、71,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき、115,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき、193,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき、24万円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき、263,000円																																																																							
一戸建ての住宅	1件につき8,200円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき、15,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき、26,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき、4万円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき、71,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき、115,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき、193,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき、24万円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき、263,000円																																																																																										
増築又は改築	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	<table border="1"> <tr><td>一戸建ての住宅</td><td>1件につき12,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの</td><td>1件につき、23,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの</td><td>1件につき、39,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの</td><td>1件につき、61,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの</td><td>1件につき、106,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの</td><td>1件につき、173,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの</td><td>1件につき、289,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの</td><td>1件につき、36万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの</td><td>1件につき、395,000円</td></tr> </table>	一戸建ての住宅	1件につき12,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき、23,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき、39,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき、61,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき、106,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき、173,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき、289,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき、36万円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき、395,000円																																																																							
一戸建ての住宅	1件につき12,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき、23,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき、39,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき、61,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき、106,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき、173,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき、289,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき、36万円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき、395,000円																																																																																										
新築	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	<table border="1"> <tr><td>一戸建ての住宅</td><td>1件につき41,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの</td><td>1件につき、99,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの</td><td>1件につき、16万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの</td><td>1件につき、316,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの</td><td>1件につき、575,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの</td><td>1件につき、100万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの</td><td>1件につき、1,853,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの</td><td>1件につき、2,653,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの</td><td>1件につき、3,249,000円</td></tr> </table>	一戸建ての住宅	1件につき41,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき、99,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき、16万円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき、316,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき、575,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき、100万円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき、1,853,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき、2,653,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき、3,249,000円																																																																							
一戸建ての住宅	1件につき41,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき、99,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき、16万円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき、316,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき、575,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき、100万円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき、1,853,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき、2,653,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき、3,249,000円																																																																																										
増築又は改築	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	<table border="1"> <tr><td>一戸建ての住宅</td><td>1件につき61,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの</td><td>1件につき、149,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの</td><td>1件につき、24万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの</td><td>1件につき、473,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの</td><td>1件につき、862,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの</td><td>1件につき、1,501,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの</td><td>1件につき、278万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの</td><td>1件につき、398万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの</td><td>1件につき、4,873,000円</td></tr> </table>	一戸建ての住宅	1件につき61,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき、149,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき、24万円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき、473,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき、862,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき、1,501,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき、278万円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき、398万円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき、4,873,000円																																																																							
一戸建ての住宅	1件につき61,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき、149,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき、24万円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき、473,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき、862,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき、1,501,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき、278万円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき、398万円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき、4,873,000円																																																																																										
128の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料 備考 申請に係る長期優良住宅維持保全計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="526 1556 646 1870">長期優良住宅維持保全計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合</td> <td data-bbox="646 1556 869 1870">申請に係る長期優良住宅維持保全計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合</td> <td data-bbox="869 1556 1109 1870"> <table border="1"> <tr><td>一戸建ての住宅</td><td>1件につき12,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの</td><td>1件につき23,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの</td><td>1件につき39,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの</td><td>1件につき61,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの</td><td>1件につき106,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの</td><td>1件につき173,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの</td><td>1件につき289,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの</td><td>1件につき36万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの</td><td>1件につき395,000円</td></tr> </table> </td> <td data-bbox="1109 1556 1495 1870"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 1870 646 2159">長期優良住宅維持保全計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合</td> <td data-bbox="646 1870 869 2159">申請に係る長期優良住宅維持保全計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合</td> <td data-bbox="869 1870 1109 2159"> <table border="1"> <tr><td>一戸建ての住宅</td><td>1件につき61,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの</td><td>1件につき149,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの</td><td>1件につき24万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの</td><td>1件につき473,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの</td><td>1件につき862,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの</td><td>1件につき1,501,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの</td><td>1件につき278万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの</td><td>1件につき398万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの</td><td>1件につき4,873,000円</td></tr> </table> </td> <td data-bbox="1109 1870 1495 2159"></td> </tr> </table>	長期優良住宅維持保全計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	申請に係る長期優良住宅維持保全計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	<table border="1"> <tr><td>一戸建ての住宅</td><td>1件につき12,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの</td><td>1件につき23,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの</td><td>1件につき39,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの</td><td>1件につき61,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの</td><td>1件につき106,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの</td><td>1件につき173,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの</td><td>1件につき289,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの</td><td>1件につき36万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの</td><td>1件につき395,000円</td></tr> </table>	一戸建ての住宅	1件につき12,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき23,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき39,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき61,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき106,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき173,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき289,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき36万円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき395,000円		長期優良住宅維持保全計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	申請に係る長期優良住宅維持保全計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	<table border="1"> <tr><td>一戸建ての住宅</td><td>1件につき61,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの</td><td>1件につき149,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの</td><td>1件につき24万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの</td><td>1件につき473,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの</td><td>1件につき862,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの</td><td>1件につき1,501,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの</td><td>1件につき278万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの</td><td>1件につき398万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの</td><td>1件につき4,873,000円</td></tr> </table>	一戸建ての住宅	1件につき61,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき149,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき24万円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき473,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき862,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき1,501,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき278万円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき398万円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき4,873,000円																																													
長期優良住宅維持保全計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	申請に係る長期優良住宅維持保全計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	<table border="1"> <tr><td>一戸建ての住宅</td><td>1件につき12,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの</td><td>1件につき23,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの</td><td>1件につき39,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの</td><td>1件につき61,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの</td><td>1件につき106,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの</td><td>1件につき173,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの</td><td>1件につき289,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの</td><td>1件につき36万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの</td><td>1件につき395,000円</td></tr> </table>	一戸建ての住宅	1件につき12,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき23,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき39,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき61,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき106,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき173,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき289,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき36万円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき395,000円																																																																							
一戸建ての住宅	1件につき12,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき23,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき39,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき61,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき106,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき173,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき289,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき36万円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき395,000円																																																																																										
長期優良住宅維持保全計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	申請に係る長期優良住宅維持保全計画が、登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	<table border="1"> <tr><td>一戸建ての住宅</td><td>1件につき61,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの</td><td>1件につき149,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの</td><td>1件につき24万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの</td><td>1件につき473,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの</td><td>1件につき862,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの</td><td>1件につき1,501,000円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの</td><td>1件につき278万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの</td><td>1件につき398万円</td></tr> <tr><td>共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの</td><td>1件につき4,873,000円</td></tr> </table>	一戸建ての住宅	1件につき61,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき149,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき24万円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき473,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき862,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき1,501,000円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき278万円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき398万円	共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき4,873,000円																																																																							
一戸建ての住宅	1件につき61,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき149,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき24万円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき473,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき862,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき1,501,000円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき278万円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき398万円																																																																																										
共同住宅等で、建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき4,873,000円																																																																																										

備考 共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項の規定による認定の申請に係るものに限る。)の額は、この項に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の欄に定める額を認定申請対象戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

129	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料			1件につき、128の項に掲げる区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額(共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に基づき同法第6条第1項の認定を受けたものを除く。)の変更にあつては、128の項の備考に定める額)に2分の1を乗じて得た額	
備考 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があつた場合の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、住戸の数に応じ当該手数料の額の欄に定める額に、47の項に掲げる区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。						
129の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料			1件につき、128の2の項に掲げる区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額(共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項の規定による認定の申請に基づき同法第6条第1項の認定を受けたものに限る。))の変更にあつては、128の2の項の備考に定める額)に2分の1を乗じて得た額	
130	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定による譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料			1件につき2,100円	
131	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による計画の認定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	計画の認定に基づく地位の承継の承認申請手数料			1件につき2,100円	
131の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定による住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	容積率の特例許可申請手数料			1件につき183,000円	
132	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画(技術的審査を受けたもの)に限る。)の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(技術的審査を受けたもの)	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第1号ただし書若しくは同条第2号ただし書によるもの	一戸建ての住宅	1件につき4,900円	
				共同住宅等	延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき9,600円
					延べ面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき2万円
					延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき44,000円
					延べ面積が5,000平方メートル以上のもの	1件につき8万円
				非住宅建築物	延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき9,600円
					延べ面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき16,000円
					延べ面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき26,000円
					延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき8万円
					延べ面積が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件につき127,000円
延べ面積が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき16万円					
延べ面積が25,000平方メートル以上のもの	1件につき20万円					
備考 1 建築物を建築する場合の延べ面積とは、当該建築物に係る部分の床面積と審査を要する既存部分の床面積の合計をいう。 2 複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。 3 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があつた場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(技術的審査を受けたもの)の額は、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(技術的審査を受けたもの)の額に掲げる区分に応じ当該手数料の額の欄に定める額に、47の項に掲げる区分に応じ当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。 4 低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第46条の2の規定による軽微な変更にあつては、当該変更を証明する場合は、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(技術的審査を受けたもの)に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。						

133	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画(技術的審査を受けていないもの)の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(技術的審査を受けていないもの)	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められていないもの	一戸建ての住宅	誘導仕様基準によるもの	延べ面積が200平方メートル未満のもの	1件につき17,000円				
						延べ面積が200平方メートル以上のもの	1件につき18,000円				
					誘導仕様・計算併用法によるもの	延べ面積が200平方メートル未満のもの	1件につき25,000円				
						延べ面積が200平方メートル以上のもの	1件につき28,000円				
					その他によるもの	延べ面積が200平方メートル未満のもの	1件につき34,000円				
						延べ面積が200平方メートル以上のもの	1件につき38,000円				
				共同住宅等	誘導仕様基準によるもの	延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき32,000円				
						延べ面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき56,000円				
						延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき103,000円				
						延べ面積が5,000平方メートル以上のもの	1件につき155,000円				
					誘導仕様・計算併用法によるもの	延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき5万円				
						延べ面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき85,000円				
				非住宅建築物				誘導仕様・計算併用法によるもの	延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき149,000円	
										延べ面積が5,000平方メートル以上のもの	1件につき217,000円
									その他によるもの	延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき68,000円
										延べ面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき115,000円
										延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき195,000円
										延べ面積が5,000平方メートル以上のもの	1件につき28万円
					モデル建築物基準によるもの					延べ面積が300平方メートル未満のもの	1件につき87,000円
											延べ面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
	延べ面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき145,000円									
	延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき235,000円									
	延べ面積が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件につき307,000円									
	延べ面積が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき369,000円									
	延べ面積が25,000平方メートル以上のもの	1件につき433,000円									
その他によるもの											延べ面積が300平方メートル未満のもの
					延べ面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき284,000円					
					延べ面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき367,000円					
					延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき524,000円					
					延べ面積が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	1件につき645,000円					
					延べ面積が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき762,000円					
	延べ面積が25,000平方メートル以上のもの	1件につき87万円									
備考											
<p>1 建築物を建築する場合の延べ面積とは、当該建築に係る部分の床面積と審査を要する既存部分の床面積の合計をいう。</p> <p>2 モデル建築物基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。</p> <p>3 誘導仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。</p> <p>4 誘導仕様・計算併用法とは、省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定めるにより評価することをいう。</p> <p>5 複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合であっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあつては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。</p> <p>6 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があつた場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(技術的審査を受けていないもの)の額は、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(技術的審査を受けていないもの)の額に定める額に、47の項に掲げる区分に応じ当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。</p> <p>7 低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定による軽微な変更に該当していることを証明する場合は、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(技術的審査を受けていないもの)に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p>											
134	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料				1件につき132の項又は133の項に掲げる区分に応じ当該手数料の額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)					
備考 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する第54条第2項の規定による申出があつた場合の低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額に、47の項に掲げる区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。											
135	マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第163条の59第1項の規定によるマンションの建替え又は更新による容積率若しくは各部分の高さの特例許可申請に対する審査	マンションの建替え又は更新による容積率若しくは各部分の高さの特例許可申請手数料				1件につき181,000円					
136	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第17条第4項の規定による建築主事の同意を得るための審査	建築物の耐震改修の計画に係る認定通知申請手数料				47の項に掲げる区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額					
137	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第4項の規定による特定建築物の建築等の計画に係る適合通知の申出に係る同条第5項の規定による通知に対する審査	特定建築物の建築等の計画に係る適合通知申請手数料				47の項に掲げる区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額					

137の2	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	一戸建ての住宅	仕様基準によるもの	延べ面積が200平方メートル未満	1件につき17,000円	
					延べ面積が200平方メートル以上	1件につき18,000円	
					仕様・計算併用法によるもの	延べ面積が200平方メートル未満	1件につき25,000円
				延べ面積が200平方メートル以上		1件につき28,000円	
				その他によるもの		延べ面積が200平方メートル未満	1件につき34,000円
					延べ面積が200平方メートル以上	1件につき38,000円	
					共同住宅等	仕様基準によるもの	延べ面積が300平方メートル未満
				延べ面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満			1件につき56,000円
				延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満			1件につき103,000円
			延べ面積が5,000平方メートル以上	1件につき155,000円			
			仕様・計算併用法によるもの	延べ面積が300平方メートル未満		1件につき5万円	
				延べ面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満		1件につき85,000円	
				延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満		1件につき149,000円	
				延べ面積が5,000平方メートル以上		1件につき217,000円	
			その他によるもの	延べ面積が300平方メートル未満		1件につき68,000円	
				延べ面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき115,000円		
				延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき195,000円		
				延べ面積が5,000平方メートル以上	1件につき28万円		
				工場等	モデル建築物基準Bによるもの	延べ面積が300平方メートル未満	1件につき18,000円
			延べ面積300平方メートル以上1,000平方メートル未満			1件につき26,000円	
			延べ面積1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満			1件につき37,000円	
			延べ面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満			1件につき95,000円	
			延べ面積5,000平方メートル以上1万平方メートル未満			1件につき143,000円	
			延べ面積1万平方メートル以上25,000平方メートル未満			1件につき177,000円	
			延べ面積25,000平方メートル以上			1件につき22万円	
			その他によるもの		延べ面積が300平方メートル未満	1件につき22,000円	
					延べ面積300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件につき3万円	
			工場等以外	モデル建築物基準Bによるもの	延べ面積1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき42,000円	
延べ面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき101,000円						
延べ面積5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	1件につき15万円						
延べ面積1万平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件につき185,000円						
延べ面積25,000平方メートル以上	1件につき229,000円						
延べ面積が300平方メートル未満	1件につき87,000円						
その他によるもの	延べ面積300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件につき11万円					
	延べ面積1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき145,000円					
	延べ面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき235,000円					
その他によるもの	延べ面積5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	1件につき307,000円					
	延べ面積1万平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件につき369,000円					
	延べ面積25,000平方メートル以上	1件につき433,000円					
	延べ面積が300平方メートル未満	1件につき227,000円					
	延べ面積300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件につき284,000円					
	延べ面積1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき367,000円					
	延べ面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき524,000円					
延べ面積5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	1件につき645,000円						
延べ面積1万平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件につき762,000円						
延べ面積25,000平方メートル以上	1件につき87万円						

備考

- 工場等とは、非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の非住宅部分をいう。以下同じ。)の全部を工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又は畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物をいう。仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。
- 建築物を建築する場合の延べ面積とは、当該建築に係る部分の床面積と審査を要する既存部分の床面積の合計をいう。
- モデル建築物基準Bとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準をいう。
- 仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。
- 仕様・計算併用法とは、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法をいう。
- 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合は、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による軽微な変更し該当していることを証明する場合は、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

137の3	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定通知手数料	住宅	仕様基準によるもの	延べ面積が200平方メートル未満	1件につき17,000円				
					延べ面積が200平方メートル以上	1件につき18,000円				
					仕様・計算併用法によるもの	延べ面積が200平方メートル未満	1件につき25,000円			
						延べ面積が200平方メートル以上	1件につき28,000円			
					その他によるもの	延べ面積が200平方メートル未満	1件につき34,000円			
						延べ面積が200平方メートル以上	1件につき38,000円			
				共同住宅等	仕様基準によるもの	延べ面積が300平方メートル未満	1件につき32,000円			
						延べ面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき56,000円			
						延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき103,000円			
						延べ面積が5,000平方メートル以上	1件につき155,000円			
						仕様・計算併用法によるもの	延べ面積が300平方メートル未満	1件につき5万円		
							延べ面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき85,000円		
					延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満		1件につき149,000円			
					延べ面積が5,000平方メートル以上		1件につき217,000円			
					その他によるもの		延べ面積が300平方メートル未満	1件につき68,000円		
							延べ面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき115,000円		
						延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき195,000円			
						延べ面積が5,000平方メートル以上	1件につき28万円			
						工場等	モデル建築物基準Bによるもの	延べ面積が300平方メートル未満	1件につき18,000円	
								延べ面積300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件につき26,000円	
					延べ面積1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満			1件につき37,000円		
					延べ面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満			1件につき95,000円		
					延べ面積5,000平方メートル以上1万平方メートル未満			1件につき143,000円		
					延べ面積1万平方メートル以上25,000平方メートル未満			1件につき177,000円		
				その他によるもの	延べ面積25,000平方メートル以上		1件につき22万円			
					延べ面積が300平方メートル未満		1件につき22,000円			
					延べ面積300平方メートル以上1,000平方メートル未満		1件につき3万円			
					延べ面積1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満		1件につき42,000円			
					延べ面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満		1件につき101,000円			
					延べ面積5,000平方メートル以上1万平方メートル未満		1件につき15万円			
				工場等以外	モデル建築物基準Bによるもの		延べ面積1万平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件につき185,000円		
							延べ面積25,000平方メートル以上	1件につき229,000円		
							延べ面積が300平方メートル未満	1件につき87,000円		
							延べ面積300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件につき11万円		
							延べ面積1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき145,000円		
							延べ面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき235,000円		
					その他によるもの	延べ面積5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	1件につき307,000円			
						延べ面積1万平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件につき369,000円			
						延べ面積25,000平方メートル以上	1件につき433,000円			
						延べ面積が300平方メートル未満	1件につき227,000円			
						延べ面積300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件につき284,000円			
						延べ面積1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき367,000円			
				延べ面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき524,000円					
				延べ面積5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	1件につき645,000円					
				延べ面積1万平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件につき762,000円					
				延べ面積25,000平方メートル以上	1件につき87万円					
				備考						
				<p>1 工場等とは、非住宅部分の全部を工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又は畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物をいう。</p> <p>2 建築物を建築する場合の延べ面積とは、当該建築に係る部分の床面積と審査を要する既存部分の床面積の合計をいう。</p> <p>3 モデル建築物基準Bとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に定める基準をいう。</p> <p>4 仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。</p> <p>5 仕様・計算併用法とは、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法をいう。</p> <p>6 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定通知手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。</p> <p>7 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合は、建築物エネルギー消費性能適合性判定通知手数料に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>8 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による軽微な変更に該当していることを証明する場合は、建築物エネルギー消費性能適合性判定通知手数料に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p>						

138	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものその他これに類するものとして規則で定めるもの(以下この項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関により認められたもの」という。)である場合又は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ただし書若しくは同条第2号ただし書による場合	一戸建ての住宅		1件につき4,900円	
				共同住宅等	延べ面積300平方メートル未満	1件につき9,600円	
					延べ面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき2万円	
					延べ面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき44,000円	
					延べ面積5,000平方メートル以上	1件につき8万円	
				非住宅建築物	延べ面積300平方メートル未満	1件につき9,600円	
					延べ面積300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件につき16,000円	
					延べ面積1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき26,000円	
					延べ面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき8万円	
					延べ面積5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	1件につき127,000円	
					延べ面積1万平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件につき16万円	
					延べ面積が25,000平方メートル以上	1件につき20万円	
				一戸建ての住宅	誘導仕様基準によるもの	延べ面積が200平方メートル未満	1件につき17,000円
						延べ面積が200平方メートル以上	1件につき18,000円
					誘導仕様・計算併用法によるもの	延べ面積が200平方メートル未満	1件につき25,000円
						延べ面積が200平方メートル以上	1件につき28,000円
					その他によるもの	延べ面積200平方メートル未満	1件につき34,000円
						延べ面積200平方メートル以上	1件につき38,000円
				共同住宅等	誘導仕様基準によるもの	延べ面積300平方メートル未満	1件につき32,000円
						延べ面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき56,000円
						延べ面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき103,000円
						延べ面積5,000平方メートル以上	1件につき155,000円
					誘導仕様・計算併用法によるもの	延べ面積300平方メートル未満	1件につき5万円
						延べ面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき85,000円
						延べ面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき149,000円
						延べ面積5,000平方メートル以上	1件につき217,000円
					その他によるもの	延べ面積300平方メートル未満	1件につき68,000円
						延べ面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき115,000円
延べ面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき195,000円						
延べ面積5,000平方メートル以上	1件につき28万円						
非住宅建築物	モデル建築物基準Aによるもの	延べ面積が300平方メートル未満	1件につき87,000円				
		延べ面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件につき11万円				
		延べ面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき145,000円				
		延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき235,000円				
		延べ面積が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	1件につき307,000円				
		延べ面積が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件につき369,000円				
		延べ面積が25,000平方メートル以上	1件につき433,000円				
	その他によるもの	延べ面積が300平方メートル未満	1件につき227,000円				
		延べ面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件につき284,000円				
		延べ面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき367,000円				
		延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき524,000円				
		延べ面積が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	1件につき645,000円				

						延べ面積が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件につき762,000円
						延べ面積が25,000平方メートル以上	1件につき87万円

		備考		
		<p>1 建築物を建築する場合の延べ面積とは、当該建築に係る部分の床面積と審査を要する既存部分の床面積の合計をいう。</p> <p>2 誘導仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。</p> <p>3 モデル建築物基準Aとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。</p> <p>4 誘導仕様・計算併用法とは、省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法をいう。</p> <p>5 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。</p> <p>6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物(以下「他の建築物」という。)に関する事項(同項各号に掲げる事項をいう。以下同じ。)が記載された場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、同項に規定する申請建築物及び他の建築物(以下「申請建築物等」という。)ごとにそれぞれ建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に掲げる区分に応じ、当該手数料の額に定める額を合算した額とする。</p> <p>7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に掲げる区分に応じ当該手数料の額の欄に定める額に、47の項に掲げる区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。</p> <p>8 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定による軽微な変更に該当していることを証明する場合は、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p>		
139	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料		1件につき建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
		備考		
		<p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額に、47の項に掲げる区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。</p> <p>2 他の建築物に関する事項が記載された建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、申請建築物等(当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る建築物に限る。)ごとにそれぞれ算定した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額を合算した額とする。ただし、他の建築物に関する事項を新たに記載する場合は、当該他の建築物に係る138の項に掲げる区分に応じ、当該手数料の額の欄に定める額を加算した額とする。</p>		
140	建築基準法第85条第6項及び同条第7項に規定する仮設建築物に係る許可の申請、建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第1項に規定する建築物の耐震改修の計画に係る認定の申請、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第4項に規定する特定建築物の建築等の計画に係る確認の申請、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項に規定する長期優良住宅建築等計画に係る確認の申請、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項に規定する低炭素建築物新築等計画に係る確認の申請及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る確認の申請に伴う構造計算適合性判定に対する審査	構造計算適合性判定手数料	<p>建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによる場合</p> <p>建築基準法第20条第2号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法による場合</p>	<p>床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 1棟につき127,000円</p> <p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1棟につき156,000円</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 1棟につき171,000円</p> <p>床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの 1棟につき215,000円</p> <p>床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 1棟につき36万円</p> <p>床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 1棟につき18万円</p> <p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1棟につき239,000円</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 1棟につき273,000円</p> <p>床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの 1棟につき359,000円</p> <p>床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 1棟につき655,000円</p>